

令和 7 年（2025 年）第 2 回可児市議会定例会提出議案説明書

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

可児市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第 2 条】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【第 58 条】2 輪の原動機付自転車のうち総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものに係る税率について、年額 2,000 円と規定する。

【第 65 条】道路交通法の改正により、運転免許に係る特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定が整備されたことに伴い、身体障がい者等の軽自動車税の減免の申請について、当該個人番号カードに係る規定を追加する。

【付則第 10 条の 2】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【新付則第 10 条の 3 第 14 項】長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置について、管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用できる旨を規定する。

(3) 施行日／令和 7 年 4 月 1 日

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第 1 条の 3、付則第 9 条】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【付則第 1 条の 4】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

(3) 施行日／令和 7 年 4 月 1 日

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法施行令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第2項、第23条第1項】基礎課税額の賦課限度額を66万円（現行65万円）に引き上げる。

【第3条第3項、第23条第1項】後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を26万円（現行24万円）に引き上げる。

【第23条第1項第2号、第3号】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては30万5千円（現行29万5千円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては56万円（現行54万5千円）に引き上げる。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第38号 令和7年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

議案第39号 令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第6条】公示送達について、インターネットを用いる方法の定義等を規定する。

【第19条の3】所得控除に特定親族特別控除額を追加する。

【第23条の2】特定親族特別控除額の追加に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備する。

【第23条の3の2】個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加する。

【第23条の3の3】個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加し、及び提出義務に係る規定を整備する。

【付則第17条の2の2】売渡し又は消費等が行われた加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準について、次に掲げる区分に応じた方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

① スティック型の加熱式たばこ（紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ）

重量0.35gごとに紙巻たばこ1本に換算する。

※ 1本の重量が0.35g未満のものについては、当該スティック型の加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する。

② スティック型以外の加熱式たばこ（上記①以外の加熱式たばこ）

重量0.2gごとに紙巻たばこ1個に換算する。

※ 品目ごとの1個の重量が4g未満のものについては、当該スティック型以外の加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算する。

【改正附則第4条】市たばこ税の課税標準に係る改正は、激変緩和の観点から、次のとおり段階的に行う。

令和8年4月～9月：（改正前の換算本数×0.5）＋（改正後の換算本数×0.5）

令和8年10月以後：改正後の換算本数

(3) 施行日／令和8年1月1日

付則第17条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定は、令和8年4月1日

第6条及び第8条の改正規定並びに附則第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

議案第42号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

可児市運動公園グラウンドの再整備により利用料金等を見直したことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【別表第1】可児市運動公園グラウンドの使用区分及び利用料金を改める。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第43号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

市民公益活動センターの利用実績を考慮し、より効率的な管理運営を図るため、改正するもの。

(2) 改正内容

【第6条】休館日を火曜日、毎月第1水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。）及び年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）に改める。

【第7条】閉館する時間を午後6時から午後5時に改める。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第44号 請負契約の変更について

令和6年6月14日議決による可児市運動公園グラウンド施設整備工事の請負契約（令和

6年議案第56号)の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(変更前) 293,576,800円→(変更後) 322,643,200円

議案第45号 財産の取得について

移動式排水ポンプを取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(方 法) 指名競争入札

(取得価格) 49,060,000円

(相手方) 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

議案第46号 財産の取得について

消防ポンプ自動車を取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(方 法) 指名競争入札

(取得価格) 24,310,000円

(相手方) 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

議案第47号 財産の処分について

工場用地として、可児御嵩インターチェンジ工業団地の土地を譲渡するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(所在地等) 可児市あけち5番 9,330.24㎡

可児市あけち6番 31,793.02㎡

可児郡御嵩町顔戸字尻無216番1 3,448.80㎡

可児郡御嵩町顔戸字尻無222番1 3,508.99㎡

(相手方) 大阪府大阪市城東区今福西二丁目4番7号

牛乳石鹼共進社株式会社 代表取締役 宮崎 悌二

(契約方法) 公募選定による随意契約

(譲渡価格) 1,658,796,225円

○提出議案数／承認 3 予算 3 条例 3 契約 1 その他 3 合計13

【諸般報告】

報告第 3 号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

和解及び損害賠償額を定めたもの。

道路管理の瑕疵による事故に係るもの（1件）

損害賠償額 150,700円

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について

次の予算の繰越明許費繰越計算書を報告するもの。【地方自治法施行令第146条第2項】
令和6年度可児市一般会計予算

報告第 5 号 繰越計算書について

次の予算の繰越計算書を報告するもの。【地方公営企業法第26条第3項】

令和6年度可児市水道事業会計予算

令和6年度可児市下水道事業会計予算

報告第 6 号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】

可児市土地開発公社

一般社団法人カニミライブ